

ホ ー ル 等 使 用 料 (令和元年 10 月 1 日改訂)

施設区分		使用料	基本使用料					加算料	
			午前 9:00-12:00	午後 13:00-17:00	夜間 18:00-22:00	昼間 9:00-17:00	昼夜間 13:00-22:00	全日 9:00-22:00	時間外 1時間につき
大ホール	平日	13,200円	19,800円	26,400円	33,000円	46,200円	53,460円	6,600円	5,500円
	土・日・休日	15,840	23,760	31,680	39,600	55,440	64,150	7,920	5,500
中ホール	平日	7,390	11,080	14,780	18,480	25,870	29,930	3,690	4,000
	土・日・休日	8,800	13,200	17,600	22,000	30,800	35,640	4,400	4,000
楽 屋	第1楽屋(大)	1,430	1,650	1,980	3,080	3,630	5,060	500	基本使用料の50%
	第2楽屋(小)	660	800	900	1,430	1,650	2,310	220	基本使用料の50%
	第3楽屋(小)	660	800	900	1,430	1,650	2,310	220	基本使用料の50%
	第4楽屋(中)	800	900	1,000	1,650	1,870	2,640	240	基本使用料の50%
リハーサル室		1,210	1,430	1,650	2,640	3,080	4,290	410	基本使用料の50%
産業振興センター		4,730	6,380	8,140	11,110	14,520	19,250	2,030	基本使用料の50%
主催者控室		440	550	660	1,000	1,210	1,650	200	基本使用料の50%
会議室		1,650	1,980	2,420	3,630	4,400	6,050	600	基本使用料の50%
和室(第1・第2計20畳)		1,760	2,100	2,530	3,850	4,620	6,380	630	基本使用料の50%
第1和室(10畳)		900	1,100	1,320	1,980	2,420	3,300	330	基本使用料の50%
第2和室(10畳)		900	1,100	1,320	1,980	2,420	3,300	330	基本使用料の50%
エントランスロビー (展示場としての使用に限る、物販不可)		2,200	2,860	3,630	5,060	6,490	8,250	900	基本使用料の50%
シャワー室							550		

利用のご案内

■ 開館時間

午前9時から午後10時まで。

■ 休館日

毎週月曜日(その日が祝日にあたる時は、その翌日)  
12月29日から翌年1月3日まで。

このほか施設整備等のため、臨時に休館することがあります。

■ 使用の申込み

ホールについては、1年前の月の初日から7日前まで、その他の施設については、半年前の月の初日から受け付けます。電話・郵送等による申込みは、原則として受け付けません。申請には印鑑が必要です。

■ 受付時間

開館日の午前9時から午後5時まで。

■ 申込順位

申請順で行いますが、申請が同時になされ使用が競合する場合は、協議または抽選により決めます。

■ 使用期間

引き続き使用できる期間は、5日間(展示は10日間)までとします。

■ 使用の許可

会館使用が許可された時は、使用許可書を交付します。使用許可書は、使用当日必ず会館事務所にお示しください。許可目的以外の目的に使用したり、使用の権利を譲渡したり転貸することはできません。

■ 使用料の納付

納入された使用料は、規則の定め以外は、お返しできません。

■ 使用許可の取消

使用が決定したのちであっても次のような場合は、使用許可の取消し、使用の制限などを行うことがあります。

- (1) 条例・規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 会館の管理運営上やむを得ない理由があるとき。

■ 使用の不許可

- 次のような場合は、使用を許可しません。
- (1) 公の秩序または善良の風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
  - (2) 暴力的不良行為等をなす者またはその恐れがあると認められるとき。
  - (3) 建物または付属設備を汚損し、または破損する恐れがあると認められるとき。
  - (4) 管理運営上支障があると認められたとき。

- (注) 1. 大ホール及び中ホールの舞台部分のみを使用する場合の使用料は、基本使用料の30%に相当する額とする。  
2. 大ホール及び中ホールをリハーサル又は準備のために使用する場合の使用料は、基本使用料の50%に相当する額とする。  
3. 大ホール及び中ホールに物品等を置き占有する場合の使用料は、基本使用料の30%に相当する額とし、その他の施設の場合は、50%に相当する額とする。(セット料金)  
4. 産業振興センターの半分のみを使用する場合の使用料は、基本使用料の50%に相当する額とする。  
5. 宇和島市の市民以外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料の30%に相当する額を加算する。  
6. 使用者が入場料 その他 これに類するものを徴収する場合又は物品の展示販売、商品の宣伝、販売等営利行為とみなされる目的で使用する場合の使用料は、それぞれの基本料に次の表の割合を乗じて得た額を加算する。この場合において、入場料等の額が2種類以上あるときは、最高額を基準とする。

区 分	加 算 割 合	
	宇和島市居住者	宇和島市外居住者
入場料等が 500 円以下の場合	3 0 %	5 0 %
入場料等が 500 円を超え 1,000 円以下の場合	5 0 %	7 0 %

区 分	加 算 割 合	
	宇和島市居住者	宇和島市外居住者
入場料等が 1,000 円を超え 3,000 円以下の場合	7 0 %	1 0 0 %
入場料等が 3,000 円超え、又は営利目的の場合	1 0 0 %	1 5 0 %

7. 使用料の算定額に10円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる。
8. 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
9. 時間外の使用とは、基本使用料の欄に定める時間を超過し、又は繰り上げて使用することをいい、使用時間に1時間未満の歯数があるときは、当該端数を1時間として計算する。ただし、原則として1時間以上の時間外の使用は認めない。
10. 電気、ガス、水道料金で使用者に負担させることが相当であるときは、その料金の実費相当額を使用料に加算する。
11. 引き続き使用できる期間は、5日間(展示は10日間)とする。ただし、この期間を超えて使用する場合は、管理者が別に定める。
12. 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。

区分	品 名	単位	使用料(円)
舞 台 設 備	所作台	1枚	220
	平 台	1台	220
	所作台(花道用)	1式	1,100
	開き足・相足・木台	1台	55
	松 羽 目	1式	2,200
	松 羽 目	1式	2,200
	金 屏 風	1式	2,200
	烏 屋 間	1台	550
	ケ コ ミ 板	1式	1,100
	雪 ぬ の	1枚	440
	上 敷 毛 せん	1枚	220
	幕類(黒紗、白紗、定式幕、暗転幕、地幕)	1枚	1,100
	スクリーン	1式	1,650
	バ ト ン	1本	330
	グランドピアノ(ヤマハCF-3)	1台	6,600
グランドピアノ(ヤマハYG)	1台	2,200	
ピアノ椅子	1脚	110	
O H P	1台	1,100	
三脚スクリーン	1台	330	
演 台 (3点セット)	1式	550	
司 会 者 台	1台	330	

区分	品 名	単位	使用料(円)
舞 台 設 備	指 揮 者 台	1台	220
	指揮者用譜面台	1台	110
	演奏者用譜面台	1式	55
	人 形 立	1台	55
	め ぐ り 台	1台	110
	ス テ ー ジ 階 段	1台	220
	長 机	1脚	110
	椅 子	1脚	33
	電気器具持込み	1kwh	165
	音響反射板(天井反射板付付属)	1式	11,000
	フットライト(花道)	1式	220
	フットライト(舞台)	1式	660
	ローアホリゾントライト	1式	2,750
	トーマンタルライト	1式	880
	サイドフロントライト	1列	495
サイドフロントスタンドスポット	1台	110	
第1ボーダーライト	1式	1,100	
第2ボーダーライト	1式	1,100	
サスペンションライト(NO.1、NO.2)	1式	4,400	
サスペンションライト(NO.3、NO.4)	1式	3,300	
アッパーホリゾントライト	1式	2,750	

区分	品 名	単位	使用料(円)
照 明 設 備	シーリングライト(NO.1、NO.2)	1式	3,850
	カットススポットライト(1kw)	1台	165
	セクタースポットライト	1台	1,100
	スポットライト(500w)	1台	110
	スポットライト(1,000w)	1台	165
	パ ー ラ イ ト ( 5 0 0 w )	1台	110
	VSマシン(プロジェクター、先玉)	1セット	1,100
	センターレスマシン(プロジェクター、先玉)	1セット	1,100
	スタンド/ベース	1台	110
	ミラーボール(楕円型200×400)	1台	550
	波のエフェクトマシン	1台	1,100
	ストロボスコープ	1台	1,100
	ド ラ ム マ シ ン	1台	1,100
	照 明 器 具 持 込 み	1kwh	165
	照 明 操 作 卓	1式	11,000
はね返りスピーカー	1対	1,100	
ボータブルミキサー	1台	1,100	
CD/MD/TAPEレコーダー	1台	1,100	
ワイヤレス受信機(2チャンネル)	1台	550	
ワイヤレスマイクホン(ハンド型)	1本	1,100	
ワイヤレスマイクホン(タビ型)	1本	1,100	

区分	品 名	単位	使用料(円)
音 響 設 備  そ の 他	マイクロホン	1本	880
	マイクロホンスタンド	1本	110
	3点吊マイク装置(マイク付)	1式	1,650
	エレベータマイク装置(マイク付)	1式	1,320
	音響機具持込み	1kwh	165
	拡声装置・音声調整卓(大)	1式	6,600
	拡声装置・音声調整卓(中)	1式	3,300
	展示用パネル	1枚	110
	展示用補助パネル	1枚	55
	プロジェクター(7,000lm)	1式	2,937
	舞台上敷物(リノリウム)	1枚	660
	舞台上敷物(リノリウム)	1式	3,850
	ホワイトボード	1式	110
	養生シート	1枚	220~1,100
	白 布	1枚	1,100~1,430
産業振興センター音響附加装置	1式	1,650	

※注  
1. 使用料の1回とは、午前・午後・夜間の各基本区分をいいます。ただし、大・中ホール以外の施設での使用については全日をまとめて1回として算定します。  
2. ビアノを調律する場合は、使用者の負担とします。  
3. 使用料は消費税相当額を含んだ額とします。10円未満切り捨て。